

国立公園事業の変更の諮問案件について

中部山岳国立公園等3の国立公園において、国立公園事業の変更を計3件行う。
(国立公園事業の決定は、国立公園計画に基づき執行される国立公園事業に関し、事業地、施設の規模等の整備すべき施設の大綱を定めるものである。)

1. 関係国立公園

中部山岳 雲仙天草 霧島屋久

以上 3 国立公園

2. 案件数

公園事業の変更 3 件

<内 訳>

公園名	決定	変更	廃止	計
中部山岳		1		1
雲仙天草		1		1
霧島屋久		1		1
総計				3 件

国立公園事業の変更の諮問案件の場

中部山岳国立公園
1 岳沢宿舎

雲仙天草国立公園
2 雲仙温泉園地

霧島屋久国立公園
3 宮之浦岳縄文杉線道路(歩道)

